

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会

第 2 回 常 任 委 員 会



国スポ開催まであと 451 日
障スポ開催まであと 478 日

日 時：令和 6 年 7 月 4 日（木）午後 1 時 30 分～

場 所：高島市民会館



湖国の感動 未来へつなぐ
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目 次

○報告事項

第1号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会役員の変更・・・3

第2号報告

国民体育（スポーツ）大会マークの変更・・・6

第3号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画
（年度別業務一覧）の第二次改定・・・7

（総務企画専門委員会決定事項）

第4号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市ボランティア募集要項の改正・・・10

第5号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項の改正・・・18

第6号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会ボランティア業務計画・・・22

第7号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市炬火イベント実施計画・・・23

第8号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市売店募集要領・・・24

第9号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ふるまい協力団体募集要領・・・28

第10号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ応援「シャインズ」募集要項・・・35

（競技式典専門委員会決定事項）

第11号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市式典実施要項・・・39

（宿泊衛生専門委員会決定事項）

第12号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医療救護要領・・・41

第13号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会救護所設置計画・・・48

第14号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市感染症（防疫）対策要領・・・49

第15号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市食品衛生対策要領・・・51

第 16 号報告	
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市環境衛生対策要領	53

第 17 号報告	
わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設選定基準	55

第 18 号報告	
わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設募集要領	58

(輸送交通専門委員会決定事項)

第 19 号報告	
わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会輸送計画	63

第 20 号報告	
わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会警備消防防災計画	64

○参考資料

(1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則	66
----------------------------------	----

(2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会規程	77
---------------------------------------	----

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
第2回常任委員会次第

日時：令和6年7月4日（木）

午後1時30分から

場所：高島市民会館

1 開会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

第1号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会役員の変更

第2号報告

国民体育（スポーツ）大会マークの変更

第3号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画
（年度別業務一覧）の第二次改定

第4号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市ボランティア募集要項の改正

第5号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項の改正

第6号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会ボランティア業務計画

第7号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市炬火イベント実施計画

第8号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市売店募集要領

第9号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ふるまい協力団体募集要領

第 10 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ応援「シャインズ」募集要項

第 11 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市式典実施要項

第 12 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医療救護要領

第 13 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会救護所設置計画

第 14 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市感染症（防疫）対策要領

第 15 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市食品衛生対策要領

第 16 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市環境衛生対策要領

第 17 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調整施設選定基準

第 18 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設募集要領

第 19 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会輸送計画

第 20 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会警備消防防災計画

4 閉会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会役員の変更

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則第8条第3項の規定を準用し、令和5年8月3日から令和6年7月4日までの間におけるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会役員の変更について、次のとおり報告します。

【副会長】 1名

(順不同・敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
高島市議会 議長	廣本 昌久	高木 広和

【常任委員】 13名

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
高島市議会 副議長	早川 康生	是永 宙
一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟 代表理事	馬場 光仁	樋口 康之
滋賀県小学校体育連盟高島支部 支部長	尾中 一彦	前川 朋弘
滋賀県中学校体育連盟高島支部 支部長	清水 佳治	村田 秀俊
高島市小学校長会 会長	藤原 昌美	地村 俊彦
滋賀県高島土木事務所 所長	竹下 滋明	久保 雅則
高島市政策部 部長	中島 勲	西川 彰
高島市環境部 部長	横井 康裕	中島 勲
高島市子ども未来部 部長	木下 晃	清水 真理子
高島市農林水産部 部長	吉野 信吾	長瀬 正弘
高島市都市整備部 部長	長谷川 善一	柳生 徹
高島市議会事務局 局長	平井 秀明	饗庭 眞二
高島市教育委員会事務局 教育総務部 部長	饗庭 眞二	-

(令和6年7月4日現在)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会常任委員会名簿

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

所属機関・団体	役職	氏名	備考
高島市	市長	福井 正明	

【副会長】 4名

所属機関・団体	役職	氏名	備考
高島市議会	議長	廣本 昌久	新任
一般社団法人高島市スポーツ協会	会長	伊藤 隆樹	
高島市	副市長	中川 義人	
高島市教育委員会	教育長	川島 浩之	

【常任委員】 42名

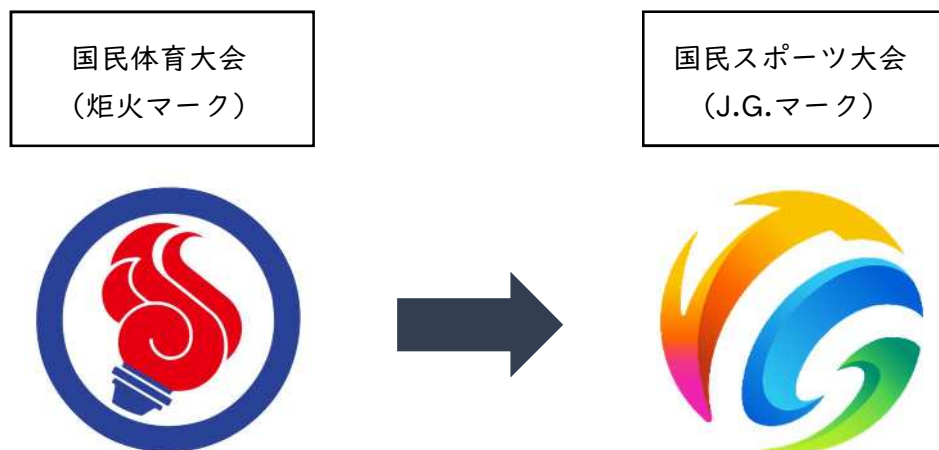
所属機関・団体	役職	氏名	備考
高島市議会	副議長	早川 康生	新任
高島市議会総務常任委員会	委員長	河越 安実治	
高島市議会文教福祉常任委員会	委員長	磯部 亜希	
高島市議会産業建設常任委員会	委員長	福井 節子	
一般社団法人高島市スポーツ協会	副会長	井花 春美	
一般社団法人高島市スポーツ協会	副会長	今西 拓也	
滋賀県ウエイトリフティング協会	会長	清水 鉄次	
滋賀県ソフトボール協会	会長	西村 高司	
滋賀県銃剣道連盟	会長	小林 久真	
一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟	代表理事	馬場 光仁	新任
高島市スポーツ推進委員会	会長	武田 基裕	
滋賀県小学校体育連盟高島支部	支部長	尾中 一彦	新任
滋賀県中学校体育連盟高島支部	支部長	清水 佳治	新任
滋賀県高等学校体育連盟ウエイトリフティング部	部長	大道 敏喜雄	
滋賀県高等学校体育連盟ソフトボール部	部長	秋永 尚哉	
高島市小学校長会	会長	藤原 昌美	新任
高島市中学校長会	代表	土永 晶	
滋賀県立安曇川高等学校	校長	大道 敏喜雄	
高島市商工会	会長	福田 久司	
高島経済会	代表幹事	川島 達郎	
一般社団法人滋賀県高島市医師会	会長	松本 道明	

所属機関・団体	役職	氏 名	備考
社会福祉法人高島市社会福祉協議会	会長	西村 陽子	
公益社団法人びわ湖高島観光協会	会長	前川 為夫	
滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合高島支部	支部長	青谷 章	
西日本旅客鉄道(株)近江今津駅	駅長	伊原 浩徳	
一般社団法人滋賀県バス協会	会長	田畑 太郎	
滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）	所長	時田 美和子	
滋賀県高島土木事務所	所長	竹下 滋明	新任
滋賀県警察本部高島警察署	署長	民徳 隆	
高島市政策部	部長	中島 勲	新任
高島市総務部	部長	小島 猛	
高島市市民生活部	部長	北村 英明	
高島市環境部	部長	横井 康裕	新任
高島市健康福祉部	部長	山本 功	
高島市子ども未来部	部長	木下 晃	新任
高島市農林水産部	部長	吉野 信吾	新任
高島市商工観光部	部長	藤森 泰男	
高島市都市整備部	部長	長谷川 善一	新任
高島市消防本部	消防長	青谷 守	
高島市議会事務局	局長	平井 秀明	新任
高島市民病院事務部	部長	奥野 直久	新任
高島市教育委員会事務局教育総務部	部長	饗庭 眞二	新任
高島市教育委員会事務局教育指導部	部長	饗庭 一弥	

会長	1 名
副会長	4 名
常任委員	43 名
計	48 名

国民体育（スポーツ）大会マークの変更

令和6年3月5日開催の公益財団法人日本スポーツ協会令和5年度第4回国民スポーツ大会委員会において、現行の大会マーク（炬火マーク）から新しいマークにすることが承認されましたので、次のとおり報告します。



※J.G.=JAPAN GAMES

- ・国民スポーツ大会開催県での新マーク使用は第80回大会からを目途に完全移行すること、また、それまでの間は新旧マークのいずれかを選択できるとされていますが、滋賀県においては原則として新マークを使用することになっています。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)の第二次改定

1 概要

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画を別紙のとおり改定したことを報告します。

2 改定内容

宿泊衛生関係	改定内容	理由
(宿泊)	「リハーサル大会宿泊実施要項」の策定取りやめ	リハーサル大会における競技役員および選手・監督の宿泊は、原則競技団体が行うことから要項の策定は不要であるため

輸送交通関係	改定内容	理由
(輸送交通)	「リハーサル大会輸送計画」の策定期間を令和5年度から令和6年度へ改定	左記計画を審議する第2回輸送交通専門委員会を令和6年度に開催したため。
(警備消防)	「リハーサル大会警備消防防災計画」の策定期間を令和5年度から令和6年度へ改定	同上
(警備消防)	「リハーサル大会警備消防本部設置」を「リハーサル大会消防防災部設置」へ改定	高島市職員で構成する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実施本部」の設置に際し、内容を見直したため
(警備消防)	「本大会警備消防本部設置」を「本大会消防防災部設置」へ改定	同上

(別表) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 高島市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

第二次改定

年度	令和3年度（2021年度） （4年前）	令和4年度（2022年度） （3年前）	令和5年度（2023年度） （2年前）	令和6年度（2024年度） （1年前）	令和7年度（2025年度） （開催年）
主要行事		日スポ協・文科省 総合視察 開催・会期決定		国スポリハーサル大会 開催 中央競技団体 最終視察	障スポリハーサル大会 開催
準備組織	準備委員会設立発起人会 開催 準備委員会設立総会・ 第1回総会開催 準備委員会 第1回常任委員会開催	準備委員会第2回総会・ 実行委員会第1回総会 開催 準備委員会 第2回常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催 庁内推進本部設置	実行委員会第2回総会開 催 実行委員会 第1回常任委員会開催 実施本部設置	実行委員会第3回総会開 催 実行委員会 第2回常任委員会開催	
総務企画関係	総務企画	開催準備総合計画 進行管理	識別用品整備要項 遺失物・拾得物 取扱要項 保険加入要項	リハーサル大会 識別用品整備 リハーサル大会 遺失物・拾得物取扱 リハーサル大会 保険加入 リハーサル大会 実施本部マニュアル	本大会識別用品整備 本大会 遺失物・拾得物取扱 本大会保険加入 本大会 実施本部マニュアル
	財務		協賛取扱要項	協賛の推進	
	広報	広報基本計画 広報啓発活動推進	大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針	大会報告書作成
	市民協働	市民協働基本計画	市民協働推進 ボランティア募集要項 リハーサル大会 ボランティア業務計画 炬火イベント実施計画	本大会ボランティア 業務計画 ボランティア募集・研修 リハーサル大会 ボランティア配置 炬火イベント実施要項	本大会ボランティア配置 炬火イベント実施
	観光接伴	観光接伴基本計画	観光接伴実施要項 案内所・休憩所設置要項 売店設置要項 歓迎装飾実施要項	ガイドブック等 作成・配布 リハーサル大会 案内所・休憩所設置 リハーサル大会売店設置 リハーサル大会歓迎装飾	本大会 案内所・休憩所設置 本大会売店設置 本大会歓迎装飾

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催
総会（解散総会）開催

(別表) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 高島市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)

年度	令和3年度(2021年度) (4年前)	令和4年度(2022年度) (3年前)	令和5年度(2023年度) (2年前)	令和6年度(2024年度) (1年前)	令和7年度(2025年度) (開催年)
競技式典関係	競技	競技運営基本計画	競技別実施計画 競技日程・組合せ表 競技用具整備計画・整備 競技役員等編成案 競技会係員・補助員編成計画 リハーサル大会実施要項 デモンストレーションスポーツ実施要項検討	競技別実施要項 競技用具整備 競技役員等編成 競技会係員・補助員編成・養成 国スポリハーサル大会開催 デモンストレーションスポーツ実施要項	競技別プログラム作成 組合せ抽選会 競技役員等委嘱 競技会係員・補助員委嘱 デモンストレーションスポーツ開催
	式典	式典基本計画		式典実施要項	各競技会 開始式・表彰式実施
	施設	施設整備基本計画	リハーサル大会 会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営 本大会会場設営 仕様書作成	本大会会場設営
宿泊衛生関係	宿泊	宿泊基本計画	リハーサル大会 宿泊実施要項 弁当調達要項	本大会宿泊実施要項 リハーサル大会 弁当調達実施	本大会宿泊本部設置 本大会弁当調達実施
	医事衛生	医事衛生基本計画	医療救護要項・要領 リハーサル大会 救護所設置計画 感染症(防疫)対策 要項・要領 食品衛生対策要項・要領 環境衛生対策要項・要領	本大会救護所設置計画 リハーサル大会 救護所設置 本大会医療衛生本部設置	本大会救護所設置 本大会医療衛生本部設置
輸送交通関係	輸送交通	輸送交通基本計画	輸送交通業務実施要項 リハーサル大会輸送計画	本大会輸送計画 リハーサル大会輸送計画 リハーサル大会輸送実施	本大会輸送本部設置
	警備消防	警備消防防災基本計画	警備消防防災業務実施要項 リハーサル大会 警備消防防災計画 消防防災部	本大会 警備消防防災計画 リハーサル大会 警備消防防災計画 リハーサル大会 警備消防本部設置	本大会 警備消防本部設置 消防防災部

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催
総会(解散総会)開催

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市ボランティア募集要項の改正

趣旨

会場警備を目的とした警察および警備関係者へボランティアの個人情報の提供については、本人の同意が必要であり、事前の意思確認が不十分な場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に抵触する可能性がある。

ボランティア応募者の個人情報の管理については、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会事務局内で適正に管理するほか、同意者にはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（滋賀県実行委員会）への情報提供を行うことができるとしているが、加えて会場警備を目的とし、警察および警備関係者への情報提供を行う場合があると改正する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市ボランティア募集要項
新旧対照表（変更箇所抜粋）

改 正 前	改 正 後
1～12 （省略） 13 個人情報の取扱い 応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。 ただし、申込時にわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「<u>県実行委員会</u>」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、<u>県実行委員会からの要請に応じて提供することができる。</u> 14～15 （略） 付 則 この要項は、令和5年6月29日から施行する。	1～12 （省略） 13 個人情報の取扱い 応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。 ただし、<u>次の各号に該当する場合は、実行委員会から関係機関等へ個人情報の提供を行うことがある。</u> <u>(1) 申込時にわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会への情報提供に同意している場合</u> <u>(2) 警察および警備関係者から会場警備のために必要な情報を求められた場合</u> 14～15 （略） 付 則 この要項は、令和5年6月29日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この要項は、令和5年9月26日から施行する。</u>

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハースル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが様々な形で積極的に参加し、夢や感動、連帯感を共有できる大会とするため、運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

本市で開催する競技会の運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な内容
受付・案内	競技会場における受付、案内、資料配布等
休憩所	休憩所におけるおもてなし
弁当配布	弁当引換所における弁当の配布および空き箱等の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導
環境美化	競技会場内外の美化、清掃、草花等への給水
駐車場整理	競技会場周辺および駐車場での交通整理、誘導
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和5年10月2日（月）から令和7年5月30日（金）までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて変更できる。

5 応募要件

ボランティア活動時に中学生以上であり、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得なければならない。

- (1) 高島市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 高島市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参、郵送、FAXまたは電子メール

のいずれかにより申し込む。ただし、18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、持参または郵送に限る。

7 登録・取消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人または団体から申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

実行委員会は登録者に対して、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬および交通費等

- (1) ボランティア活動、説明会および研修の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。ただし、食事等については必要に応じて実行委員会が支給する。
- (2) 登録者であることが識別できる服飾等については、必要に応じて実行委員会が支給する。

12 保険

ボランティアの活動および研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入する。それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わない。

13 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、次の各号に該当する場合は、実行委員会から関係機関等へ個人情報の提供を行

うことがある。

- (1) 申込時にわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会への情報提供に同意している場合
- (2) 警察および警備関係者から会場警備のために必要な情報を求められた場合

14 写真および動画の取扱い

応募者の活動等の状況が撮影された写真および動画は、大会の活動等の状況を報告する目的の限りにおいて、実行委員会のホームページおよびその他広報媒体ならびに大会報告書に掲載することができる。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年9月26日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア登録申込書（個人用）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会 行
（高島市教育委員会国スポ・障スポ大会推進課内）

令和 年 月 日

ふりがな		性別	男・女
氏 名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 歳（申込当日現在）		
住 所	〒 滋賀県		
電話番号	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください	勤務先・学校名等	
E-mail			
【同意書】※ 申込者が高校生以下の場合は、必ず記入してください。 上記の者について、わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティアへ参加することに同意します。 保護者氏名（署名） (続柄) 住所・連絡先			
希望する業務	第1希望（ ）、第2希望（ ）、第3希望（ ） ※下記の業務から選んで番号を記入してください。特に希望がない場合は、第1希望欄に⑤と記入してください。ただし、ご希望に沿えない場合があります。 ①受付・案内 ②競技会場 ③環境美化 ④おもてなし ⑤特に希望なし		
特記事項	※活動に活かしたい特技・経験、希望等があれば記入してください。		
<u>滋賀県実行委員会への個人情報の提供について</u> 応募者の個人情報については、高島市実行委員会が主催する大会運営のために活用し、その他の目的には使用しません。ただし、滋賀県が募集する大会運営ボランティア等への情報提供に同意された方は、滋賀県実行委員会へ参考情報として提供します。 参考情報としての提供に同意しますか。 ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。 （チェックの記入がない場合は、情報提供は行いません。）			

わたSHIGA輝く国スポ高島市ボランティア登録申込書(団体用)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会 行
(高島市教育委員会国スポ・障スポ大会推進課内)

令和 年 月 日

団体名		団体人数	
団体住所	〒		
ふりがな		性別	男・女
代表者氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 歳(申込当日現在)		
代表者住所	〒 滋賀県		
代表者連絡先 (電話番号)	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください		
E-mail			
希望する業務	※別紙「登録団体名簿」に、第1希望から第3希望まで、下記の業務から選んで番号を記入してください。特に希望がない場合は、第1希望欄に⑤と記入してください。 ただし、御希望に沿えない場合があります。 ①受付・案内 ②競技会場 ③環境美化 ④おもてなし ⑤特に希望なし		
<u>滋賀県実行委員会への個人情報の提供について</u> 応募者の個人情報については、高島市実行委員会が主催する大会運営のために活用し、その他の目的には使用しません。ただし、滋賀県が募集する大会運営ボランティア等への情報提供に同意された方は、滋賀県実行委員会へ参考情報として提供します。 参考情報としての提供に同意しますか。 ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。 (チェックの記入がない場合は、情報提供は行いません。)			

【登録団体名簿】

(団体名:)

No.	ふりがな 氏 名	性 別	生年月日	年 齢	保護者同意		連絡先 電話番号	希 望 す る業務
					保護者氏名	続柄		
代 表 者		男	昭和 . .					1 -----
		・	平成 . .					2 -----
		女						3 -----
		男	昭和 . .					1 -----
2		・	平成 . .					2 -----
		女						3 -----
3		男	昭和 . .					1 -----
		・	平成 . .					2 -----
		女						3 -----
		男	昭和 . .					1 -----
4		・	平成 . .					2 -----
		女						3 -----
5		男	昭和 . .					1 -----
		・	平成 . .					2 -----
		女						3 -----
		男	昭和 . .					1 -----
6		・	平成 . .					2 -----
		女						3 -----
7		男	昭和 . .					1 -----
		・	平成 . .					2 -----
		女						3 -----
		男	昭和 . .					1 -----
8		・	平成 . .					2 -----
		女						3 -----
9		男	昭和 . .					1 -----
		・	平成 . .					2 -----
		女						3 -----
		男	昭和 . .					1 -----
10		・	平成 . .					2 -----
		女						3 -----

※高校生以下の方は、保護者の同意が必要です。保護者同意欄については署名をお願いします。

※「希望する業務」欄には、第1希望から第3希望まで、希望する業務番号を記入してください。

※用紙が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項の改正

趣旨

公益財団法人日本スポーツ協会が開催した令和4年度第3回国民体育大会委員会において、「国民体育大会開催基準要項」（現行：国民スポーツ大会開催基準要項）の改定があり、第45項において「ADカード」の条項が新設された。

これに伴い、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会第1回総務企画専門委員会にて審議した「わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項」について、「IDカード」とあるものを「ADカード」と変更し、改正する。

改正前	IDカード (Identification Card)	【身分証明証】
改正後	ADカード (Accreditation Card)	【入場許可証】

わたSHIGA輝く国スポ高島市識別用品整備要項

新旧対照表（変更箇所抜粋）

改 正 前	改 正 後
1 （省略） 2 整備品目 識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。 (1) リハーサル大会 ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。） イ 服飾品（帽子をいう。） ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品 (2) 大会 ア IDカード イ 服飾品（帽子およびベスト等をいう。） ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品 3～8 （省略） 付 則 この要項は、令和5年6月29日から施行する。	1 （省略） 2 整備品目 識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。 (1) リハーサル大会 ア <u>AD</u>カード（カードケースを含む。以下同じ。） イ 服飾品（帽子をいう。） ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品 (2) 大会 ア <u>AD</u>カード イ 服飾品（帽子およびベスト等をいう。） ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品 3～8 （省略） 付 則 この要項は、令和5年6月29日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この要項は、令和6年3月13日から施行する。</u>

わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）および競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア ADカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 大会

- ア ADカード
- イ 服飾品（帽子およびベスト等をいう。）
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として実行委員会が準備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、大会およびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

ただし、競技団体および共催市等が整備する識別用品については、この限りではない。

6 競技団体による整備

競技役員および競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 他市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議のうえ、定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年3月13日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会 ボランティア業務計画

1 目的

この計画は、「わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア募集要項」に基づき、本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）の運営に携わるボランティアの業務を定める。

2 活動予定

ボランティアが活動を予定するリハーサル大会は次のとおりとする。

競技名	会期	会場
ウェイトリフティング	令和6年11月20日（水） ～11月24日（日）	滋賀県立安曇川高等学校体育館
ソフトボール	令和6年9月14日（土） ～9月15日（日）	高島市今津総合運動公園 第1グラウンド
銃剣道	令和6年9月8日（日）	新旭体育館
高等学校野球 （軟式）	令和6年11月9日（土） ～11月10日（日）	高島市今津総合運動公園 今津スタジアム

3 活動内容

ボランティアの活動内容は、わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア募集要項に基づき、次のとおりとする。

区分	主な内容
受付・案内	競技会場における受付、案内、資料配布等
休憩所	休憩所におけるおもてなし
弁当配布	弁当引換所における弁当の配布および空き箱等の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導
環境美化	競技会場内外の美化、清掃、草花等への給水
駐車場整理	競技会場周辺および駐車場での交通整理、誘導
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市炬火イベント実施計画

1 趣旨

この実施計画は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市市民協働基本計画」に基づき、炬火イベントの実施について必要な事項を定める。

2 実施方法

炬火イベントは、開催気運を高めるために、本市の特色を活かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫を凝らして実施する。

3 実施内容

炬火イベントの内容は以下のとおりとする。

- (1) 炬火名の募集、選考および発表
- (2) 採火イベント
- (3) 集火イベント

4 実施時期

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が市町実行委員会の炬火を集める集火式までに行う。

5 その他

この実施計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市売店募集要領

1 趣旨

この要領は、本市で開催される第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハーサル大会の売店出店者の募集について、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

2 設置場所および設置期間

売店の設置場所および設置期間は次の表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉設は原則認めないものとする。

また、出店数と出店位置は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して指定する。

(1) 競技別リハーサル大会

競技種目	大会名	期間（令和6年）	会場（出店場所）
ソフトボール	第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	9月14日（土） ・15日（日） ※雨天中止・順延の場合あり	高島市今津総合運動公園第1グラウンド
ウエイトリフティング	内閣総理大臣杯第61回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会 レディースカップ第16回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会	11月20日（水） ～11月24日（日）	滋賀県立安曇川高等学校体育館

※競技別リハーサル大会では、銃剣道競技、高等学校野球（軟式）競技は売店を設置しない。

(2) わた SHIGA 輝く国スポ

競技種目	期間（令和7年）	会場（出店場所）
ソフトボール	9月29日（月）～10月1日（水） ※雨天中止の場合あり	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド
高等学校野球（軟式）	9月29日（月）・30日（火） ※雨天中止・順延の場合あり	高島市今津総合運動公園今津スタジアム
ウエイトリフティング	10月3日（金）～7日（火）	滋賀県立安曇川高等学校体育館
銃剣道	10月4日（土）～6日（月）	新旭体育館

※わた SHIGA 輝く国スポのソフトボールおよび高等学校野球（軟式）の出店場所は、今津

スタジアム正面入り口付近に設置する共通のものとする。

3 開設時間

売店の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

4 出店規模および設備

(1) 出店規模

1 店舗あたり 1 ブース（約 20 m²（2 間×3 間のテント相当））を基本とする。実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。また、移動販売車にて出店する場合、テントは設置しないものとし、移動販売車 1 台につき 1 ブース使用とみなす。なお、実行委員会は出店状況を勘案し、必要に応じて出店規模を変更することができる。

(2) 設備

実行委員会は、1 ブースごとに次の設備を準備する。

品名	規格	数量	備考
テント	2 間×3 間	1 張	四方幕を含む
長机	180cm×45cm	6 台以内	
椅子	パイプ椅子	4 脚以内	

上記以外の必要な発電機、消火器等の備品は、出店者で準備すること。

5 出店料

(1) 1 ブースあたりの出店料は次のとおりとする。

出店者区分	出店料※
高島市内に事業所を有して営業している者	1 日あたり 2,000 円
上記以外の者	1 日あたり 5,000 円

※1 ブースの半分以上による出店を実行委員会が認めた場合、半額とする。

(2) 次の団体等については出店料を免除することができる。

ア 障害者就労施設等

イ その他実行委員会が特に必要と認めた者

(3) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。

6 出店者の条件

売店の出店者は、要項に規定する条件等を満たす者とする。

7 出店申請

出店を希望する者（以下「申請者」という。）は、実行委員会が定める期日までに、出店を希望する会場ごとに、次の書類を持参または郵送にて実行委員会に提出するものとする。

なお、各様式は要項に規定するものを使用するものとする。

No.	必要書類	特記事項
1	売店出店申請書（様式第1号）	出店を希望する会場ごとに1通提出
2	売店出店概要書（様式第2号）	同上
3	売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）	同上
4	誓約書兼承諾書（様式第4号）	
5	高島市税の納税証明書（写し可）	申請書提出前3か月以内に発行されたもの（市外不要）
6	出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等の写し）	公的機関が発行した顔写真のあるもの

※複数の会場に出店を希望する場合は、No.4 および5は各1通の提出とする。

※申請書等は、実行委員会事務局ホームページに掲載するほか、実行委員会事務局にも備え付ける。

※その他、遵守事項等の詳細については、要項を参照すること。

8 出店者の選定

要項第11項に規定するとおりとする。

9 受付期間

実行委員会が別に定める期間内とする。

10 その他

- (1) 出店にあたっては、要項および本要領を遵守すること。
- (2) 提出された書類に含まれる個人情報については、実行委員会が売店の選定、設置および運営のために使用するものとし、その他の目的には使用しない。
- (3) 駐車場については、原則として1売店に1台とする。
- (4) 設置期間の夜間、または翌日に備えてブース内に荷物を保管する場合等については、出店者の責任において管理することとし、実行委員会では出店者の荷物等について一切責任を負わない。
- (5) 実行委員会は、荒天等により、やむを得ず売店の出店を中止する場合がある。その際は、実行委員会より速やかに該当する出店者に連絡するものとする。
- (6) 各競技会場では、大会関係者に弁当類が配布されるほか、大会関係者および観客へドリンクや料理、菓子等を無料でふるまう場合がある。また、国民スポーツ大会における協賛の関係により、のぼり旗掲出等の装飾に制限がかかる場合がある。

11 出店申請および問合せ先

〒520-1592

高島市新旭町北畑565番地

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
(高島市役所 国スポ・障スポ大会推進課内)

電話：0740-25-8567

FAX：0740-25-8539

e-mail: kokusupo-syosupo@city.takashima.lg.jp

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ふるまい協力団体募集要領

1 趣旨

この要領は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハーサル大会に全国から訪れる選手・監督、大会関係者をはじめとした来場者を、競技会場内において郷土料理、地元食材を使用した料理または特産品等を提供し、高島市の魅力を全国に発信するために設置する「ふるまいコーナー」の運営およびふるまい料理等を提供するグループ、団体（以下「協力団体」という。）の募集について必要な事項を定める。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 設置場所および期間

ふるまいコーナーの設置場所および期間は次のとおりとする。ただし、実行委員会が認める場合はこの限りではない。

(1) 競技別リハーサル大会

競技種目	大会名	期間（令和6年）	会場
銃剣道	わた SHIGA 輝く国スポ銃剣道リハーサル大会	9月8日（日）	新旭体育館
ソフトボール	第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	9月14日（土） ・15日（日） ※雨天中止・順延の場合あり	高島市今津総合運動公園第1グラウンド
高等学校野球（軟式）	令和6年度秋季近畿地区高等学校軟式野球大会	11月9日（土） ・10日（日） ※雨天中止・順延の場合あり	高島市今津総合運動公園今津スタジアム
ウエイトリフティング	内閣総理大臣杯第61回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会 レディースカップ第16回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会	11月20日（水） ～11月24日（日）	滋賀県立安曇川高等学校体育館

(2) わた SHIGA 輝く国スポ

競技種目	期間（令和 7 年）	会場
ソフトボール※	9 月 29 日（月）～10 月 1 日（水） ※雨天中止の場合あり	高島市今津総合運動公園 第 1 グラウンド・第 2 グラウンド
高等学校野球（軟式）※	9 月 29 日（月）・30 日（火） ※雨天中止・順延の場合あり	高島市今津総合運動公園 今津スタジアム
ウェイトリフティング	10 月 3 日（金）～7 日（火）	滋賀県立安曇川高等学校 体育館
銃剣道	10 月 4 日（土）～6 日（月）	新旭体育館

※わた SHIGA 輝く国スポのソフトボールおよび高等学校野球（軟式）のふるまいコーナーは、今津スタジアム正面入り口付近に設置する共通のものとする。

4 ふるまいの提供内容

- (1) 郷土料理
- (2) 市内食材を使用した料理
- (3) 市内特産品
- (4) 市に馴染みのある料理・菓子等
- (5) 実行委員会がふるまいとしてふさわしいと認めるもの

5 ふるまいの提供方法

- (1) 対 象 者 選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者とする。ただし、競技役員、競技会係員等大会の従事者は含まない。
- (2) 数 量 別表のとおりとする。
- (3) 場 所 各競技会場に設置するふるまいコーナーとする。
- (4) 提 供 時 間 1 日あたり 4 時間以内を原則とし、なくなり次第終了とする。
- (5) 提 供 日 期間中、1 日を単位として協力団体からの希望調査をもとに実行委員会が調整するものとする。

6 食材および資材の準備

- (1) 実行委員会が準備するもの

ア テント・椅子・机

イ ゴミ袋

ウ 表示板（看板等）

エ 衛生用品（マスク・調理用ビニール手袋・布巾・雑巾・消毒用品等）

オ 消火器（必要な場合のみ）

(2) 協力団体が準備するもの

ア 食材・調味料

イ エプロン・三角巾（ふるまい提供時に着用）

ウ 容器類（使い捨ての皿・箸・スプーン・バケツとザル（食べ残し入れ用）等）

エ 調理道具、燃料（寸胴鍋・LPG ボンベおよびガスコンロ等）

オ 温度管理用品（氷・ドライアイス・クーラーボックス・発砲スチロール等）

カ その他（ふるまいを提供するにあたり必要なもの）

7 経費負担

- (1) ふるまいの提供に必要な費用は、実費相当額を別表のとおり、実行委員会が負担する。
- (2) ふるまいコーナーの従事者および調理者の検便費用は、実行委員会が負担する。
- (3) ふるまいの提供に係る日当等の人件費、交通費等は支給しない。ただし、従事日の弁当は支給する。

8 保険

- (1) ふるまいコーナーの運営に関する保険は、実行委員会が加入する。
- (2) 実行委員会は、損害賠償責任保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は以下のとおりとする。

ア 施設賠償責任事故

会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有または管理運営するものならびに運営上の過失から生じた事故に起因して、第三者の生命および身体ならびに所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故

イ 生産物賠償事故

提供する食事、飲料等に起因して、第三者の生命および身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故

9 遵守事項

- (1) 提供する料理は、基本的に加熱処理を行う。
- (2) 保健所が定める各種衛生基準（検便等）を遵守し、保健所の衛生指導に従って調理提供を行う。
- (3) 食品および器具・容器包装、調理従事者の衣服等の衛生管理は徹底して行う。
- (4) 会場では、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ下処理されたものを搬入し、直前に加熱処理を行う程度とする。
- (5) その他実行委員会の指示に従うこと。

10 応募条件

次の条件を全て満たすグループ、団体であること。

- (1) 高島市で活動するグループ、団体であること。
- (2) 食品衛生法等の法令順守ができるグループ、団体であること。
- (3) 会場に責任者を置き、統括・運営できるグループ、団体であること。
- (4) ふるまいの提供において、実施期間中に必要人数を確保できるグループ、団体であること。
- (5) グループ、団体の構成員に高島市暴力団排除条例第 2 条第 3 号または第 4 号に規定する者がいないこと。

11 応募方法

ふるまいの提供を希望するグループ、団体は実行委員会が定める期日までにふるまい協力団体申請書（様式第 1 号）に必要な事項を記入し、実行委員会事務局に持参または郵送で提出するものとする。

12 協力団体の選定

実行委員会は、応募の中から適当であると認めたグループ・団体等を「わた SHIGA 輝く国スポ高島市ふるまい協力団体」として選定する。

選定された協力団体は、提供する料理および商品に係る従事者名簿、搬入搬出車両、持込備品等必要な書類な書類を、指定する期日までに実行委員会に提出するものとする。

13 募集期間

実行委員会が別に定める期間内とする。

14 その他

ふるまいの内容、提供方法等については、実行委員会と協議しながら適切に実施するものとする。

15 書類提出および問合せ先

〒520-1592

高島市新旭町北畑565番地

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
（高島市役所 国スポ・障スポ大会推進課内）

電話：0740-25-8567

FAX：0740-25-8539

e-mail: kokusupo-syosupo@city.takashima.lg.jp

別表 ふるまいの提供数量および実行委員会負担金額（１日あたり）

競技	競技別リハーサル大会 （令和６年）		わた SHIGA 輝く国スポ （令和７年）	
	提供数量	実行委員会負担金額 （上限）	提供数量	実行委員会負担金額 （上限）
ソフトボール	200 食	60,000 円	300 食	90,000 円
高等学校野球（軟式）	100 食	30,000 円		
ウエイトリフティング	200 食	60,000 円	200 食	60,000 円
銃剣道	100 食	30,000 円	200 食	60,000 円

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 様

団体名

代表者名

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ふるまい協力団体申請書

高島市で開催するわた SHIGA 輝く国スポにおいて、各競技会場に設置される「ふるまいコーナー」にてふるまい品の提供を行いたいのので、下記のとおり申請します。

記

Ⅰ 協力団体の概要

団体名			
住所	〒 高島市		
代表者名		連絡先	電話番号： メール：
担当者名		連絡先	電話番号： メール：

Ⅱ ふるまい実施内容

料理名	
構成人数（人）	
従事予定者数（人）	
その他	

3 活動希望予定（提供可能な日にち全てに○を記入願います）

(1) 競技別リハサル大会（令和6年）

競技名	会場	9/8 (日)	9/14 (土)	9/15 (日)	11/9 (土)	11/10 (日)	11/20 (水)	11/21 (木)	11/22 (金)	11/23 (土)	11/24 (日)
銃剣道	新旭体育館										
ソフトボール	今津総合運動公園 第1グラウンド										
高校野球 (軟式)	今津総合運動公園今津 スタジアム										
ウエイトリフティ ング	県立安曇川高等学校 体育館										

(2) わた SHIGA 輝く国スポ（令和7年）

競技名	会場	9/29 (月)	9/30 (火)	10/1 (水)	10/2 (木)	10/3 (金)	10/4 (土)	10/5 (日)	10/6 (月)	10/7 (火)
ソフトボール	今津総合運動公園第1グ ラウンド・第2グラウン ド									
高校野球（軟式）	今津総合運動公園今津ス タジアム									
ウエイトリフティ ング	県立安曇川高等学校体育 館									
銃剣道	新旭体育館									

※9月29日（月）・30日（火）のふるまいコーナーは共通で1か所となります。実際の提供日は、実行委員会が調整して決定します。必ずしも希望した会場および日程で提供が行えるわけではありませんので、ご了承ください。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ応援「シャインズ」募集要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」という）および競技別リハーサル大会の開催に向け、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポイメージソング「シャイン！！」を手話で披露しPRするボランティア「シャインズ」の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

「シャインズ」の主な活動内容は、市内で開催される各種イベントにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポイメージソング「シャイン！！」を手話で披露することで大会をPRし、盛り上げるものとする。

4 募集期間

令和6年5月24日（金）から令和6年12月27日（金）までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて募集期間を変更できるものとする。

5 応募要件

ボランティア活動時に小学生以上であり、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得なければならない。

- (1) 高島市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 高島市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参、郵送、FAXまたは電子メールのいずれかにより申し込む。ただし、18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、持参または郵送に限る。

7 登録・取消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者を「シャインズ」メンバーとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人または団体から申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が決定する。

10 講習等

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポイメージソング「シャイン！！」の手話については、滋賀県のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が公開している映像等により各々が習得することを原則とし、講習会等は実施しない。

11 報酬および交通費等

- (1) 「シャインズ」での活動、説明会等の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 登録者であることが識別できる服飾等については、必要に応じて実行委員会が支給する。

12 保険

ボランティアの活動にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入する。それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わない。

13 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理および保護する。

ただし、警察および警備関係者から会場警備のために必要な情報を求められた場合は、実行委員会から関係機関等へ個人情報の提供を行うことができる。

14 写真および動画の取扱い

応募者の活動等の状況が撮影された写真および動画は、大会の活動等の状況を報告する場合に限り、実行委員会のホームページおよびその他広報媒体ならびに大会報告書に掲載することができる。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和6年5月16日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ応援「シャインズ」登録申込書（個人用）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会 行
（高島市教育委員会事務局国スポ・障スポ大会推進課内）

令和 年 月 日

ふりがな			性別	男・女
氏 名				
生年月日	昭和・平成 年 月 日 歳（申込当日現在）			
住 所	〒			
電話番号	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください		勤務先・学校名等	
E-mail				
【同意書】※ 申込者が18歳未満の場合は、必ず記入してください。 上記の者について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ応援「シャインズ」に参加することに同意します。 保護者氏名（署名） (続柄) 住所・連絡先				
ポロシャツ 希望サイズ （男女共用）	SS（身長目安155cm～160cm） S（身長目安160cm～168cm） M（身長目安168cm～175cm） L（身長目安175cm～180cm） 2L（身長目安180cm～185cm）			
特記事項	活動できる曜日や時間帯等希望があれば			

応募者の個人情報については、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ応援「シャインズ」募集要項に従って適正に取り扱います。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ応援「シャインズ」登録申込書（団体用）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会 行
（高島市教育委員会事務局国スポ・障スポ大会推進課内）

令和 年 月 日

ふりがな		ふりがな									
団体名		代表者 氏 名									
連絡先住所 （事業所・個人宅） ○をつけてください	〒										
電話番号	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください										
E-mail											
登録する会員氏名											
No	氏名	性別	※サイズ	No	氏名	性別	※サイズ	No	氏名	性別	※サイズ
1				10				19			
2				11				20			
3				12				21			
4				13				22			
5				14				23			
6				15				24			
7				16				25			
8				17				26			
9				18				27			

※サイズはポロシャツの男女共用サイズです。

SS（身長目安 155cm～160cm）・S（身長目安 160cm～168cm）

M（身長目安 168cm～175cm）・L（身長目安 175cm～180cm）

2L（身長目安 180cm～185cm）の中から記入してください。

応募者の個人情報については、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ応援「シャインズ」募集要項に従って適正に取り扱います。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市式典実施要項

1 目的

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市式典基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」における式典の実施について、必要な事項を定める。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心からたたえ、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、選手のコンディションや競技運営に配慮し、簡素化に努める。

3 式典運営

- (1) 式典の運営は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会、競技団体、関係機関、関係団体等が連携し行う。
- (2) 式典の運営に必要な人員は、高島市内および近隣市町の学校ならびに関係機関、関係団体等の協力を得て編成する。

4 式典内容

式典の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容および所要時間については、選手のコンディション等の配慮に努めるものとする。

(1) 開会式

- ア 開会通告
- イ 競技会開始宣言
- ウ 国旗掲揚（儀礼）
- エ 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）
- オ 大会会長トロフィー返還
- カ 開会のあいさつ
- キ 歓迎のことば
- ク 選手宣誓
- ケ 閉式通告

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ
- カ 歓送のことば

- キ 国旗降納（儀礼）
- ク 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗降納（儀礼）
- ケ 競技会終了宣言
- コ 閉会通告

5 式典音楽

式典音楽は、原則として CD、メディアプレーヤー等を使用する。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における式典実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「わた SHIGA 輝く障スポ県および会場市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和6年5月30日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医療救護要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医療救護要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

- ア 各競技会場の適切な場所に設置し、救護活動および競技に支障のないようにする。
- イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。
- ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師および保健師等を配置する。

(3) 設置期間および開設時間

- ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。
- イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて、延長することができる。

(4) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療器具およびAED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 救護所における医療救護

- (1) 救護所では、傷病者に対する応急処置を行い「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）に所定の事項を記載する。
- (2) 傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、車両等での搬送または救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適当な措置を講じる。
- (3) 救護所係員は、医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するように努める。

5 練習会場における医療救護

- (1) 練習会場には、必要に応じて、競技役員または競技会係員等を配置する。
- (2) 練習会場には、必要に応じて、医薬品等を配備する。
- (3) 練習会場において、傷病者を医療機関に搬送する場合は、競技会場における医療救護に準ずる。

6 宿舎における医療救護

- (1) 宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに市実行委員会に報告するように宿泊施設の責任者に対し周知する。
- (2) 傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者または傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢、連絡先、参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因および現在の状況、搬送先の医療機関および搬送方法等必要な事項を確認する。

7 医療費の負担

- (1) 競技会場および練習会場での応急処置に係る費用は、市実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者が医療機関等を受診した場合は、傷病者本人が負担する。

8 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師等は、相互に連絡調整を図り、次の書類に所定の事項を記載し、当日業務終了後速やかに市実行委員会に提出する。

- (1) 「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第 1 号）
- (2) 「取扱傷病者一覧表」（参考様式第 2 号）

9 県実行委員会への報告

- (1) 市実行委員会は、大会期間中、大会参加者等に入院患者が発生した場合は、「入院患者発生速報」（参考様式第 3 号）を県実行委員会に提出する。
- (2) 市実行委員会は、全競技終了後、「取扱傷病者一覧表」（参考様式第 2 号）を県実行委員会に提出する。

10 その他

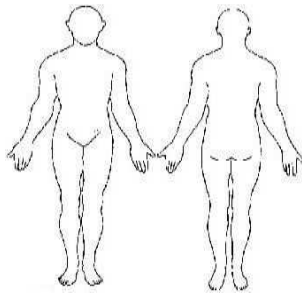
- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要領を準用する。
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ会場地市町医療救護業務推進指針で定める様式に変更が生じた場合、本要領の様式も必要に応じて変更する。
- (4) 第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第 24 回

全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要領は、令和６年２月２２日から施行する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		発行番号		No.			
発症場所		対応日時		令和 年 月 日			
式典中 ・ 競技中 ・ 観戦中 ・ 移動中 その他()				午前 ・ 午後 時 分 ～ 時 分			
傷病者情報	ふりがな 氏名	男 女	参加区分	選手 ・ 監督 ・ 観客 その他()			
	生年月日他	西暦 年 月 日 生 歳	競技名 / 会場名	/			
	住所 連絡先	都道府県名 ()	付添人	(携帯 - -)			
		(TEL - -) (携帯 - -)	保険証所持の有無	有 ・ 無			
応急処置の内容	傷病内容	① 心肺停止 ② 外傷 骨折 腱断裂 捻挫 打撲 脱臼 裂創 口腔内外傷 その他() ③ 熱中症 脱水症 ④ 内因性疾患 頭頸部疾患 呼吸・循環器疾患 消化器疾患 内分泌疾患 腎疾患 神経疾患 その他()		受傷部位			
	傷病内容 詳細						
	発症状況等						
	バイタル サイン	意識 レベル	JCS	/ GCS	E V M	体温	℃
		血圧	/ mmHg			脈拍	/min
		SpO2	%			呼吸数	回/分
	現病歴 既往歴						
	処置内容	処置時間: 午前・午後 時 分					
	使用医薬品						
	搬送	有 ・ 無 [・競技復帰 ・その他 ・棄権 ()]					
救護所 医師等 氏名	職種 医師 ・ その他() 氏名						

搬送先医療機関 担当医 様

わたSHIGA輝く国スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 7 年 月 日
 わたSHIGA輝く国スポ高島市実行委員会
 会長

※ 本書を医療機関へ送付することならびに搬送先医療機関からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄(署名)

(裏面)

FAX送信票

宛先	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会 宛
	FAX番号 0740-25-8539

発信者名	医療機関名	担当者 (所属)
	住所	(氏名)
	TEL	FAX

下記診療内容欄に記入後、この用紙を、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会まで当日中にFAXで送付くださいますようお願いいたします。

診療内容	傷病名	
	治療内容 使用医薬品	
	その他	診療医師名 _____

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。
TEL 0740-25-8567
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会

【救護所で記載】

取扱救護所		診療依頼書発行番号	No.
-------	--	-----------	-----

取扱傷病者一覧表

月 日

会場地

競技名

区分	救護所取扱傷病者数						医療機関への搬送者数					
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害												
感冒												
貧血												
頭痛												
熱中症												
疲労												
眼症												
耳症												
打撲												
捻挫												
骨折												
脱臼												
筋腱断裂												
(挫・切・裂) 創												
歯牙の外傷												
その他												
合計												

※ この様式は、一日の業務終了後に救護所で集計し記載すること。

入院患者発生速報

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

宛先	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 医療救護担当 宛 FAX : 077-528-4836	
会場地委員会名	競技会場名	報告者氏名

患者	ふりがな氏名	男 年 月 日生 女	参加区分	選手、監督、役員、 観客、その他
	都道府県名		競技種目	
宿 舎 名				
発 生 時 間		月 日 () 午前 時 分 午後		
発 生 場 所				
発 生 原 因 及 び 状 況				
症 状				
競 技 参 加 の 支 障 の 有 無				
入院先医療機関名				
使 用 医 薬 品				
備 考				

わたSHIGA輝く国スポ高島市リハーサル大会救護所設置計画

競技名	会場名	日付	医師数	看護師数	保健師数	救護所設置数	備考
銃剣道	新旭体育館	令和6年9月8日	-	1	1	1	競技日
ソフトボール	高島市今津総合運動公園 第1グラウンド	令和6年9月14日	-	1	1	1	競技1日目
		令和6年9月15日	-	1	1		競技2日目
		令和6年9月16日	-	1	1		(予備日)
		令和6年9月17日	-	1	1		(予備日)
高等学校野球(軟式)	高島市今津総合運動公園 今津スタジアム	令和6年11月9日	-	1	1	1	競技1日目
		令和6年11月10日	-	1	1		競技2日目
		令和6年11月11日	-	1	1		(予備日)
		令和6年11月12日	-	1	1		(予備日)
ウェイトリフティング	滋賀県立安曇川高等学校 体育館	令和6年11月20日	1	1	1	1	競技1日目
		令和6年11月21日	1	1	1		競技2日目
		令和6年11月22日	1	1	1		競技3日目
		令和6年11月23日	1	1	1		競技4日目
		令和6年11月24日	1	1	1		競技5日目
合計			5	14	14	4	

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市感染症（防疫）対策要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市感染症（防疫）対策要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における感染症（防疫）対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、感染症（防疫）対策を実施する。

3 実施内容

(1) 広報活動

ア 選手・監督、役員、視察員、報道員および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及および意識の啓発を図る。

イ 保健所や県実行委員会が作成した啓発媒体を配布・掲示し、予防意識の向上を図る。

ウ 広報誌やホームページ等の広報媒体を活用した啓発活動を実施する。

エ 各種講習会およびイベント等を活用した啓発活動を実施する。

(2) 衛生備品の配備

市実行委員会は、大会期間中における感染症の発生予防およびまん延防止のため、競技会場および練習会場の入り口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の衛生備品を配備する。

(3) 感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、感染症法等に基づく措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の指導・助言を求め、感染のまん延防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

大会期間中における感染症の発生およびまん延を防止するため、関係機関等との緊急連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要領は、令和6年2月22日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市食品衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市食品衛生対策要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 食品衛生に対する意識の向上

ア 広報・啓発活動

保健所等の関係機関・団体と連携し、市の広報やホームページ等の広報媒体を活用して、市民および大会参加者等に食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

イ 食品衛生講習会

保健所が食品関係営業施設等を対象に実施する食品衛生講習会等の活動に協力する。なお、実行委員会においても、必要に応じて、同様の講習会を実施することができる。

(2) 食品衛生管理の強化

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、大会関係者および一般観覧者に食品を提供する次に挙げる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

ア 弁当調製施設

イ 宿泊施設

ウ 土産食品等の食品製造・販売施設

エ 競技会場等の飲食営業施設および食品販売店（臨時的施設を含む。）

オ 弁当引換所

(3) 健康管理

保健所等の関係機関・団体等と連携し、食品関係施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底および病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

ア 食中毒の発生またはその疑いに関する情報を入手した時は、速やかに保健所に通報する。

イ 実行委員会および保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康

被害の発生またはその疑いに関する情報があったときは、関係者において事前に情報共有を図る。

ウ 保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒発生時など緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要領は、令和6年2月22日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市環境衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市食品衛生対策要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関等と連携し、市民および大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

ア 競技会場等周辺における清掃体制を整備し、環境美化に努める。

イ 競技会場等の公衆トイレ（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲み取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。

(3) 生活環境の美化

ア 競技会場等周辺における道路、河川、公園等の清掃について、関係機関・団体等の協力を得て実施する。

イ 広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用して、ごみの不法投棄防止を呼びかけるなど啓発を行う。

(4) 宿舎の衛生対策

宿舎（広域配宿を含む。）の管理者に対し、必要に応じて、宿泊者が快適に過ごせるようにするため、宿舎およびその周辺の環境衛生の保持に努めるよう働きかける。

(5) 廃棄物の適正な処理

ア 競技会場の廃棄物は、分別収集により適切に処理するなど、リサイクルの推進に努める。

イ 競技会場には、必要に応じて、資源物の分別ができるごみ分別容器等を設置する。

(6) 衛生害虫等の駆除

保健所等の関係機関と連携するとともに、民間団体、地域住民の協力を得て、衛生害虫等の発生防止のための啓発、予防、駆除の指導を行い、適正な環境づくりに努める。

(7) 飲料水の衛生対策

ア 水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、

施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

イ 大会期間中の断水等の不測の事故に対処するための給水体制の整備について、水道事業者に要請する。

(8) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場、宿泊施設等の周辺における動物による危害防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

競技会場等には、必要に応じて喫煙所を設置する。また、道路、駐車場およびその他屋外の公共の場所等、喫煙所以外では喫煙しないように働きかける。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

(3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要領は、令和6年2月22日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設選定基準

1 趣旨

この基準は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者に斡旋し、または支給する弁当の調製施設の選定を行うために必要な事項を定める。

2 大会に対しての理解と協力

大会に理解があり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会または実行委員会が指定する弁当業務代行事業者と指定弁当調製施設間相互において、円滑な業務の連携が可能であること。

4 対象施設

- (1) 応募時点において、高島市税（高島市が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。
- (2) 応募時点において、製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 大会にて弁当を調製する時点において、製造所が食品衛生法に基づく以下のいずれかの営業許可を受けていること、もしくは受けることが可能であること。
 - ア 令和3年5月31日以前に、飲食店営業許可（種目：弁当屋もしくはそうざい屋）もしくはそうざい製造業営業許可を受けていること。
 - イ 令和3年6月1日以降に、そうざい製造業の営業許可を受けていること。
- (4) 高島市内に本社または製造所を有している業者であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を指す。以下同じ）が、高島市暴力団排除条例第2条第3号または第4号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。
 - イ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が暴力団もしくは暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5 施設の衛生管理

- (1) 選定時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付衛食第85号)などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営および整備が食品衛生法および施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食として、原材料および調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者(容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く)に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に、赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌およびノロウィルスの項目について実施すること。
- (5) 食品賠償保険等に参加していること。

6 施設の調製能力

- (1) 大会開催時の提供可能数が、1回150食以上であること。
- (2) 前日午後8時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 原材料に高島市産または滋賀県産品を積極的に採用する等、高島市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面および食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが3日以上可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 適切な温度管理を行い、車両等による配達が可能であること。
- (2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭および持ち運び用袋の提供ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時および場所に搬入できること。

(4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名（アレルゲン、遺伝子組換え等の表示、原料米の産地等の表示を含む）

ウ 添加物（アレルゲンを含む）

エ 消費期限（時刻まで表示）

オ 保存方法

カ 製造所所在地・製造者名

キ その他食品表示関係法令により規定される表示

ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ケ 持ち帰りを禁止する表示

コ その他実行委員会が指示する表示

(5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当および写真の提供が可能であること。

(6) 荒天等により大会開催が変更または中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。

8 その他

(1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における弁当調製についても、必要に応じてこの基準を準用する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設募集要領

1 趣旨

この要領は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者に斡旋し、または支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定める。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達

3 応募要件

わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設選定基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を「8 提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書（様式第1号）
- (2) 調査票（様式第2号）
- (3) 営業許可証の写し
- (4) 市税の納税証明書（申請書提出前3か月以内に発行されたもの。写しても可、本市分および本店所在地分（本店所在地が本市外に存する場合に限る））
- (5) 食品賠償保険証の写し

5 募集期間

令和6年3月22日（金）から令和6年4月25日（木）まで

持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（※土曜日、日曜日、祝日は除く）

とし、郵送の場合は締切日必着とする

6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が弁当調製施設を選定する。

選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

7 その他

- (1) 各様式は市実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが、実行委員会の弁当調製施設の選定業務に限り使用する（食品衛生指導、税の滞納調査のため関係

機関にその写しを提供する場合がある)。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示しない。

- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量および配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。

8 提出・問い合わせ先

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会事務局

(高島市教育委員会事務局教育総務部国スポ・障スポ大会推進課内)

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

TEL：0740-25-8567 FAX：0740-25-8539

E-mail：kokusupo-syosupo@city.takashima.lg.jp

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

誓約書兼承諾書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
が実施する弁当調達業務への協力に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。
また、誓約内容の確認のため、実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会する
ことを承諾します。

- 1 わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設選定基準の内容を全て満たしていること
を誓約します。
- 2 高島市暴力団排除条例第 2 条第 3 号または第 4 号に規定する暴力団員および暴力団員
等ではありません。
- 3 従業員として、暴力団および暴力団員等を使用し、または雇用していません。

調査票

施設概要	ふりがな			
	施設名			
	所在地	〒		
	連絡先	TEL - -		FAX - -
		E-mail		
	ふりがな			ふりがな
	代表者氏名			記入者（担当）氏名
	主な事業内容	☐ 弁当 ☐ 仕出し ☐ その他（ ）		
	調理従事者数	（ ）人		
1日あたりの弁当調製可能食数	平日（ ）食 土曜日（ ）食 日曜・祝日（ ）食			
国 ス ポ リ ハ ー サ ル 大 会 ・ 本 大 会 へ の 提 供	リハーサル大会・本大会への提供可能食数	平日（ ）食 土曜日（ ）食 日曜・祝日（ ）食		
	サンプル提供(本大会用)	☐ 可能 ☐ 不可 ☐ その他（ ）		
	メニュー日替わり可能日数	（ ）日		
	発注数の変更 （発注数の変更対応可能時刻）	納入前日の ☐ 18時 ☐ 19時 ☐ 20時		
		☐ その他（ ）		
	単価に応じた弁当の調製	☐ 可能 ☐ 不可		
	実行委員会が指示する弁当容器での提供	☐ 可能 ☐ 不可		
	弁当付属品の提供	【弁当付属品とは】 お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用のビニール袋 ☐ 可能 ☐ 不可 ☐ その他（ ）		
	弁当の栄養価の算出	☐ 可能 ☐ 不可		

配達・回収	10℃以下に保冷しての運搬配達	☐ 可能	☐ 不可	☐ その他（ ）
	10℃以下に保冷しての待機	☐ 可能	☐ 不可	☐ その他（ ）
保険等	食品賠償保険等の加入	☐ 加入	☐ 未加入	☐ その他（ ）
衛生管理体制	検食（保存食）の実施	☐ 実施している	☐ 実施可能	☐ 実施していない
	製造ラベルの貼付	☐ 実施している	☐ 実施可能	☐ 実施していない
	調理従事者等の検便頻度	（ ヶ月 に一度）		
	大量調理施設衛生管理マニュアル	☐ 対応している	☐ 対応していない	☐ 不明
	H A C C Pに沿った衛生管理	☐ 実施している	☐ 実施していない	☐ 不明

※この調査票は製造所ごとに作成し提出してください。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会輸送計画

1 目的

この計画は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市輸送交通業務実施要項」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会」（以下「リハーサル大会」という。）の円滑な輸送業務に関して必要な事項を定める。

2 輸送計画の基本的な考え方

ア 選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送は、原則、既存の公共交通機関等を利用する等自主移動とする。

イ 競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

3 駐車場

- (1) 大会参加者等の駐車場を確保する必要がある場合、基本的には競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分確保できない場合は、必要に応じて競技会場外に指定駐車場を確保する。
- (2) 駐車場への誘導を円滑に行うため、必要に応じて大会参加者等に対し事前に駐車許可証を交付する。
- (3) 大会参加者等が指定外の駐車場等へ駐車することがないように周知徹底を図る。

4 来会方法等の把握

リハーサル大会開催前に、競技団体等への来会方法の確認や、必要な場合は来会意向調査等を行い、来会時の交通手段や宿舎等の把握に努める。

5 その他

この計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市リハーサル大会警備消防防災計画

1 目的

この計画は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市警備消防防災業務実施要項」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会」（以下「リハーサル大会」という。）の円滑な警備消防防災業務に関して必要な事項を定める。

2 警備業務

(1) 警備員配置体制

ア 警備員配置対象施設

原則として、競技会場、駐車場およびその周辺道路とする。

イ 警備員配置期間

原則として、会場設営が完了した日から競技終了日までとする。

ウ 警備員配置時間

競技ごとに、別途定める。

(2) 警備員の業務

ア 交通誘導警備

(ア) 雑踏事故およびその他の事件・事故の防止

(イ) 競技会場駐車場における指定車両の識別（駐車許可証の確認）および誘導

(ウ) 競技会場周辺および駐車場における車両・歩行者の整理ならびに誘導

(エ) 違法駐停車の防止および排除

イ 夜間警備

(ア) 仮設物、備品、会場装飾物等の火災および盗難・損壊等の防止

(イ) 不審者および不審物への警戒

(ウ) 事故発生時における関係機関・団体等への通報

(3) 会場警備

リハーサル大会における会場警備は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実施本部（以下「実施本部」という。）内に設置される競技会場係が次のとおり行う。

ア 競技会場内における不審者および不審物に対する警戒

イ 競技会場内における不審者および不審物に対する認知、または発見時における関係機関への通報と適切な初動措置

ウ 競技会場における選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の入退場管理

エ 競技会場の収容可能人数に対する収容人員の状況の確認

オ その他

(ア) 事故発生時および緊急時における実施本部への連絡

(イ) 大会参加者等の生命、身体および財産を守るために必要な警備

(ウ) 警察・消防活動への協力

3 消防防災業務

(1) 基本的な考え方

ア リハーサル大会における消防防災業務は、実施本部内に設置される消防防災部が行う。

イ 消防防災部は、一定時間各競技会場へ出向し巡回警備を行うことを基本とし、巡回警備中に競技会場外で災害等が発生した場合は、災害対応を優先とする。

(2) 期間

リハーサル大会開催期間中とする。ただし、競技会場実地踏査等、必要に応じ大会準備期間を含む。

(3) 競技会場および種目

	競技会場	競技種目
ア	新旭体育館	銃剣道
イ	高島市今津総合運動公園 第Ⅰグラウンド	ソフトボール
ウ	高島市今津総合運動公園 今津スタジアム	高等学校野球（軟式）
エ	滋賀県立安曇川高等学校体育館	ウェイトリフティング

(4) 消防防災実施業務

ア 消防防災業務における関係機関との連絡調整

イ 火災の予防、警戒および初期消火活動

ウ 火災その他の災害情報の収集、伝達および通報

エ 火災その他の災害発生時における避難経路の確保および避難誘導

オ 火災その他の災害により負傷者が発生した場合の負傷者の救出・救助

(5) 高島市消防本部との連携

次のことについて、高島市消防本部に依頼する。

ア 競技会場における実地踏査および消防防災設備等の状況の確認

イ 消防防災に必要な教育訓練の実施

4 その他

この計画に記載のない事項等については、必要に応じて、関係機関と協議し決定する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 高島市を代表する者
- (2) 高島市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 常任委員 5 0 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員の選任)

第 6 条 会長は、高島市長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

- (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項および次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、または総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高島市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和3年11月11日から施行する。

付 則

1 この会則は、令和4年8月17日から施行する。

- 2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会の委員、役員、顧問、参与または専門委員である者は、それぞれ、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会の委員、役員、顧問、参与または専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会の方針、計画および関係諸規程中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」と読み替え、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則（令和 4 年 8 月 17 日施行）第 13 条第 4 項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 1 人

(役員の選任)

第 4 条 委員長および副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、専門委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第 7 条 委員長は、必要に応じ、専門委員会に専門部会を置き、委任事項について、調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年2月15日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年8月17日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 観光および接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事および衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送および交通に関すること。 2 警備および消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。